

2017 October

10

No.812

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■東与賀町 シチメンソウ

今月の記事

● 日本年金機構

- ・健康保険組合及び国民健康保険組合に加入している事業主の皆様へ 2
- ・年金委員・健康保険委員の皆様へ 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・医療費の負担を減らす5つのポイント 4～5

● 佐賀県社会保険協会

- ・10・11月 開催社会保険事務講習会のごあんない 6
- ・働きながら受ける年金 7
- ・年金相談窓口開設等 8
- ・社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が発行されます 8

職場内で回覧しましょう

健康保険組合及び国民健康保険組合に加入している事業主の皆様へ

「被扶養配偶者非該当届」の提出のお願い

平成26年12月から、従業員（第2号被保険者）の配偶者が被扶養配偶者（第3号被保険者）に該当しなくなった場合は、届出が必要となりました。

届出漏れを防ぐため、従業員（第2号被保険者）および被扶養配偶者（第3号被保険者）にも周知をお願いします。

届出が必要となるケース

- ① 被扶養配偶者（第3号被保険者）の収入が基準以上に増加し、扶養から外れた場合
- ② 従業員（第2号被保険者）と離婚した場合
※従業員（第2号被保険者）の退職等により第1号被保険者となる場合は、その事実を日本年金機構において確認できるため、届出は不要です。

※このお届けがないと、当該期間は年金の受給資格期間に算入されません。

届出方法と手続きの流れ >>>

事業主の方

被扶養配偶者非該当届の受付

第3号被保険者の方が上記の①または②に該当した場合、「被扶養配偶者非該当届※」を第3号被保険者から直接受け取るか、従業員を経由して受け取って下さい。

※「被扶養配偶者非該当届」は現在の被扶養者異動届の3枚目の「国民年金第3号被保険者関係届」に含まれます。



受付日の記載・内容の確認等

提出された「被扶養配偶者非該当届」に受付日を記入し、当該者の基礎年金番号や届出内容の確認を行ってください。

確認後、提出年月日および代表者氏名等を記入、押印のうえ、福岡広域事務センターまたは管轄の年金事務所に提出してください。



日本年金機構

第1号被保険者となるための手続きの勧奨

日本年金機構は、「被扶養配偶者非該当届」の提出に基づき、第1号被保険者へ変更するために必要な手続きの勧奨を行います。

※第3号被保険者であった方は、「被扶養配偶者非該当届」とは別に、お住まいの市（区）役所または町村役場で、第3号被保険者から第1号被保険者に変更する手続きが必要です。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課
- 唐津年金事務所国民年金課
- 武雄年金事務所国民年金課

TEL 0952-31-4191
TEL 0955-72-5163
TEL 0954-23-0121

年金委員・健康保険委員の皆様へ

◆◆◆『年金委員・健康保険委員研修会』のお知らせ◆◆◆

年金委員は、会社や地域において、厚生年金保険や国民年金の啓発、相談、助言などを行う民間の協力員です。佐賀では職域型、地域型を含め1,535名の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

今年度は、年金委員・健康保険委員を対象に県内の各年金事務所主催で、次のとおり研修会を開催します。

なお、各会場の受付は、研修会開始30分前から行います。

職域型

● 佐賀年金事務所管内 TEL:0952-31-4191

- ① 平成29年11月15日(水)13:30～15:30 佐賀市文化会館〔イベントホール〕
- ② 平成29年11月21日(火)13:30～15:30 サンメッセ鳥栖〔3階大会議室2〕

● 唐津年金事務所管内 TEL:0955-72-5161

- ① 平成29年11月7日(火)14:00～16:00 唐津市高齢者ふれあい会館〔りふれ〕
- ② 平成29年11月10日(金)14:00～16:00 伊万里市民センター〔一般教養室2〕

● 武雄年金事務所管内 TEL:0954-23-0121

- ① 平成29年11月27日(月)13:30～16:00 武雄市文化会館〔ミーティングホール〕

地域型

● 佐賀年金事務所 TEL:0952-31-4191

- ① 平成29年11月22日(水)13:30～15:30 アバンセ:佐賀県立生涯学習センター〔第5研修室〕
- ② 平成29年11月29日(水)13:30～15:30 武雄市文化会館(2階)〔中集会室A〕
- ③ 平成29年11月27日(月)13:30～15:30 唐津市民会館(3階)〔第1会議室〕

研修内容は、年金制度改正、事務手続きなどとなっています。詳しい研修内容や年金委員制度に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所までお願いします。

年金委員については、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/sic/index.htm>)にも掲載されていますのでご参照ください。

なお、健康保険委員については全国健康保険協会ホームページ(<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)に掲載されていますのでご参照ください。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成29年10月分保険料の納付期限は平成29年11月30日(木)です。

医療機関のかかり方
で上手に節約!

医療費の負担を減らす5つのポイント

医療機関に支払う医療費は、ちょっとした心がけで節約できます。節約といっても、体調が悪いのに医療機関の受診を我慢することではありません。上手な受診で**医療費の無駄を減らすポイント**を紹介します。

1 かかりつけ医・かかりつけ薬局をもちましょう!



かかりつけ医・かかりつけ薬局をもつことが、**医療費節約の第一歩**です。

生活習慣病などの長期にわたる治療や服薬、かぜなどの軽い症状で受診する場合には、まずは近所のかかりつけ医を受診しましょう。入院や詳しい検査が必要なときには、適切な医療機関や専門医に紹介状を書いてもらえます。

また、かかりつけ薬局をもつことで、薬の重複や無駄を防げます。



2 ハシゴ受診はやめましょう!

治療中なのに「新しくできた病院のほうがよさそう」などの安易な理由で、医療機関を次々に変えるハシゴ受診は、**複数の医療機関を受診するたびに初診料**がかかります。また、検査や治療、薬の処方などが重複すると、その分、医療費が増えるだけでなく、体にも負担がかかる場合があります。

3 受診する時間に注意しましょう!

診療時間外、夜間や休日に医療機関を受診すると、**割増料金**がかかります。

また、夜間や休日には、限られた検査や治療しか受けられない場合が多く、診療時間内に改めて受診する必要があります。

急病や緊急時を除いて、**診療時間内に受診**しましょう。

例 3割負担で受診した場合の初診料・再診料

	初診料	再診料
診療時間内	850円	220円
診療時間外	1,100円	410円
休日受診	1,600円	790円
深夜受診	2,290円	1,480円

4 夜間や休日などに**子どもの病気**で迷ったら救急相談へ!



■小児救急でんわ相談 ☎#8000

全国同一の短縮番号「#8000」をプッシュすると、小児科医や看護師などの専門家に電話で相談できます。佐賀県の場合は、佐賀大学医学部附属病院の救急医療の専門スタッフが対応します。

■こどもの救急 URL <http://www.kodomo-qq.jp/>

公益社団法人日本小児科学会が管理運営するホームページです。対象年齢は生後1か月から6歳で、夜間や休日に医療機関で受診すべきかどうかの判断の目安を確認できます。



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)

5 かしこく使おう!ジェネリック医薬品!



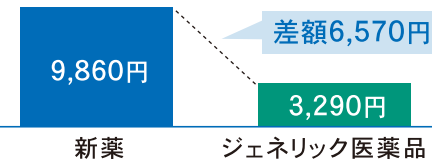
ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)と効き目や安全性が同等であると厚生労働省から認められている安価な薬です。

新薬に比べて、研究開発費を大幅に抑えられるため、価格を安く設定できます。多くの場合、新薬より3割から5割程度安くなります。

ジェネリック医薬品の処方については、[かかりつけ医](#)または[薬剤師](#)にご相談ください。

例 高血圧症の場合

高血圧症の代表的な薬を1日1回、1年間服用したと仮定(3割負担)



出展:ジェネリック医薬品学会リーフレット
「ご存知ですか?家計にやさしいお薬を!」

平成29年8月に「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りしました!

処方された薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代(薬剤料)の自己負担額がどのくらい軽減されるかを試算したお知らせ「[ジェネリック医薬品軽減額通知](#)」を、平成29年8月に送付しました。

通知が届いた方は、[かかりつけ医](#)または[薬剤師](#)に相談のうえ、この機会にジェネリック医薬品に切り替えましょう!

「ジェネリック医薬品軽減額通知」のイメージ

入院や高額な医療を受けるときは **限度額適用認定証**をご利用ください!

[限度額適用認定証](#)を利用すると、1か月ごと(1日から月末まで)の窓口での支払いが自己負担限度額まで注1となり、高額療養費(払い戻し)の申請が不要注2になります。

一時的な窓口での支払いが軽減されますので、ぜひご利用ください。

自己負担限度額は、所得区分によって異なります。詳細は、[協会けんぽホームページ](#)をご覧ください。申請書もダウンロードできます。

注1 保険医療機関(入院・外来別)と保険薬局では、取り扱いがそれぞれ別となります。

保険外負担分(差額ベッド代など)や入院時の食事負担額などは、対象外となります。

注2 同月に入院や外来など、複数の受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあります。



「医療費が高額になりそうなとき」をクリック!



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!





平成
29
年度

社会保険事務講習会のご案内

『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に
算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。
【初級編】

『出産・育児・介護に関する講習』

出産・育児・介護休業の手続きや給付等に関する講習を
行います。

地 区	平成29年	会 場	地 区	平成29年	会 場
唐津会場	10月11日(水)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	唐津会場	11月9日(木)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
武雄会場	10月12日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	武雄会場	11月10日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖会場	10月18日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	鳥栖会場	11月16日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
佐賀会場	10月19日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	佐賀会場	11月17日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
講師 ● 社会保険労務士			講師 ● 社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

参加料 会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び平成29年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

※ 一年以内の新規適用事業所につきましては非会員でも初回のみ無料で参加できます。

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

〈キリトリ線〉

社会保険事務講習会 参加申込書



整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『新任担当者のための適用実務』 (唐津 ・ 武雄 ・ 鳥栖 ・ 佐賀) 会場 平成 年 月 日 ()	『出産・育児・介護に関する講習』 (唐津 ・ 武雄 ・ 鳥栖 ・ 佐賀) 会場 平成 年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

働きながら受ける年金 (在職老齢年金)

60歳以上65歳未満で働きながら受ける年金

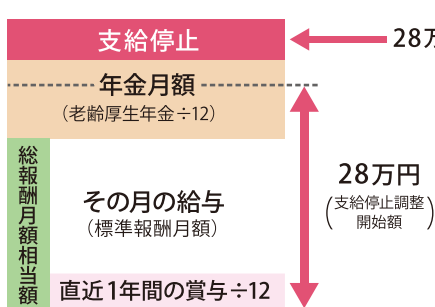
60歳以上65歳未満の人が年金を受けながら働いて、厚生年金に加入した場合、老齢厚生年金の月額と、給与・賞与(直近1年間の賞与÷12)の合計額(「総報酬月額相当額」という)が28万円を超えた場合、28万円を超えた額の半分の額の年金が支給停止されます(※金額により計算方法は異なります。(注)参照)。このしくみを「在職老齢年金」といいます。在職老齢年金が適用されるのは、厚生年金に加入したときのみです。自営業や、短期のアルバイトや嘱託などで厚生年金に加入しない場合は、年金の支給停止はありません。

$$\text{支給停止額} = (\text{老齢厚生年金月額} + \text{総報酬月額相当額} - 28\text{万円}) \times \frac{1}{2}$$

※(注)参照 (報酬比例部分・定額部分)

$$\text{総報酬月額相当額} = \frac{\text{その月の給与} + \text{その月以前の1年間に受けた賞与}}{12}$$

(標準報酬月額) (標準賞与額)



③上記計算式は年金月額が28万円以下、総報酬月額相当額が46万円以下の場合。それ以外の場合は下表参照。

年金月額	総報酬月額相当額	支給停止額
28万円以下	46万円超	(46万円+年金月額-28万円)×1/2+(総報酬月額相当額-46万円)
28万円超	46万円以下	総報酬月額相当額×1/2
	46万円超	46万円×1/2+(総報酬月額相当額-46万円)

高年齢雇用継続給付と年金の支給調整

年金を受けながら働いて厚生年金に加入している人が、高年齢雇用継続給付を受けた場合、その人の年金は、在職による調整と同時に、高年齢雇用継続給付受給による調整も受けます。

年金の停止率は、賃金の低下割合が大きいほど高く、最大で新賃金(標準報酬月額)の6%相当額です。下の早見表を活用して、停止額の目安を計算できます。

雇用継続給付受給による年金停止率早見表

低下率	年金停止率	低下率	年金停止率
75%以上	0.00%	67%	3.12%
74%	0.35%	66%	3.56%
73%	0.72%	65%	4.02%
72%	1.09%	64%	4.49%
71%	1.47%	63%	4.98%
70%	1.87%	62%	5.48%
69%	2.27%	61%以下	6.00%
68%	2.69%		

●早見表の使い方

低下率 = [60歳到達時賃金]に対する[新賃金(標準報酬月額)]の割合
停止率 = [新賃金(標準報酬月額)]に対する[支給停止額]の割合
※在職老齢年金による停止とは別です。

●計算の例

60歳到達時賃金:40万円、
新賃金(標準報酬月額):28万円の場合

[60歳到達時賃金] [新賃金(標準報酬月額)] 低下率
400,000 に対する 280,000 の割合は 70%

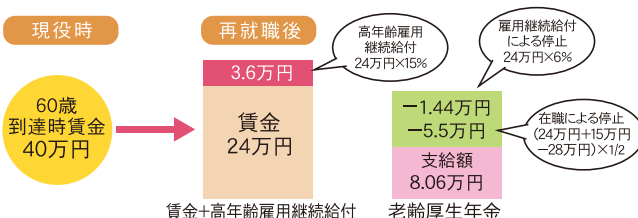
低下率70%のとき停止率は1.87%なので、
[新賃金(標準報酬月額)]280,000×停止率1.87%=5,236
となり、支給停止額は5,236円になります

例 高年齢雇用継続給付と在職老齢年金を同時に受けた場合の年金の支給調整の例



〈60歳で退職後、再就職したCさん〉

- ・60歳到達時の賃金:40万円
- ・再就職後の賃金:24万円(60歳到達時の60%)
- ・62歳から支給される老齢厚生年金月額:15万円



平成29年11月出張相談【予約制】

出張相談所	日 時	相談時間	予約申込先	
基 山 町 役 場	11月 14日、28日	10:00～16:00	佐賀年金事務所	0952-31-4191
多 久 市 役 所	11月 1日、15日	10:00～15:00		
伊 万 里 市 役 所	11月 10日、17日、24日	9:30～15:30	唐津年金事務所	0955-72-5161
鹿 島 市 民 会 館	11月 7日、21日	10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係	0954-63-2117
有田町役場東庁舎	11月 8日	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課 国民年金係	0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。

年金事務所での年金相談

受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15
時間延長 週初の開所日 17:15～19:00
週末相談 第2土曜 9:30～16:00 (予約制)

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)

受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15 (予約制)
予約申込先 ☎0942-50-8151

年金事務所では予約による年金相談を受け付けております

予約申込先 希望される日の前日までに申し込んでください。

- 佐賀年金事務所 ☎ 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 ☎ 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 ☎ 0954-23-0121



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます
一年末調整・確定申告まで大切に保管をー

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送付された控除証明書を添付のうえ申告してください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121



音楽を聞きながら散歩やジョギングをしている風景は、今では街なかで普通に見かける風景ですが、ポータブルオーディオプレイヤー通称「ウォークマン」が登場したのは昭和54年(1979年)7月のこと。屋外で好きな音楽に浸りながら行動できるなんて夢のようでした。ただ、価格が33,000円(大卒初任給が11万円の時代)程とちょっとお高めなのがネックでしたが。

現在は1万円を切るものからいろいろな機種が発売されているので自分のニーズに適したものが選べるようです。

三日坊主のあなたも好きな音楽を聞きながら運動するのであれば、きっと長続きして健康が保てることうけあいです。(山)